

【ファミリープランB】

旧	新	備考
<p>7 適用期間</p> <p>(1) ファミリープランBの適用開始日は、電気供給約款6（電気供給契約の申し込み）に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。</p> <p>(2) ファミリープランBの適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。</p> <p>(3) 満了日の属する月の前月の1日から15日までに、電気供給約款28（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、ファミリープランBの変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。</p> <p>(4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。</p> <p>②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。</p>	<p>7 適用期間</p> <p>(1) ファミリープランBの適用開始日は、電気供給約款6（電気供給契約の申し込み）に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。</p> <p>(2) ファミリープランBの適用期間は、(1)に定める適用開始日から継続して有効とします。</p> <p>お客さままたは当社のいずれかが、電気供給約款第28（他の電気料金メニューへの変更）または第30（契約の終了）に基づき、変更または解約の申出を行わない限り、本契約は引き続き継続します。</p>	

【ビジネスプラン C】

旧	新	備考
<p>8 適用期間</p> <p>(1) ビジネスプランCの適用開始日は、電気供給約款 6（電気供給契約の申し込み）に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款 9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。</p> <p>(2) ビジネスプランCの適用期間は、(1)に定める適用開始日から <u>1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。</u></p> <p>(3) 満了日の属する月の前月の1日から15日までに、電気供給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、ビジネスプランCの変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。</p> <p>(4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下とおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。</p> <p>②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。</p>	<p>8 適用期間</p> <p>(1) ビジネスプランCの適用開始日は、電気供給約款 6（電気供給契約の申し込み）に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款 9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。</p> <p>(2) ビジネスプランCの適用期間は、(1)に定める適用開始日から 継続して有効とします。 お客様または当社のいずれかが、電気供給約款第 28（他の電気料金メニューへの変更）または第 30（契約の終了）に基づき、変更または解約の申出を行わない限り、本契約は引き続き継続します。</p>	

【低圧電力】

旧	新	備考
<p>8 適用期間</p> <p>(1) 低圧電力の適用開始日は、電気供給約款 6（電気供給契約の申し込み）に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款 9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。</p> <p>(2) 低圧電力の適用期間は、(1)に定める適用開始日から 1 年目の<u>日の属する月の電気の計量日の前日</u>（以下「満了日」といいます。）までとします。</p> <p>(3) 満了日の属する月の前月の 1 日から 15 日までに、電気供給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）にもとづき、低圧電力の変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその 1 年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。</p> <p>(4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。</p> <p>②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。</p>	<p>8 適用期間</p> <p>(1) 低圧電力の適用開始日は、電気供給約款 6（電気供給契約の申し込み）に定める電気供給契約の申し込みの場合には、電気供給約款 9（電気の供給開始）(1)に定める供給開始日とし、電気供給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。</p> <p>(2) 低圧電力の適用期間は、(1)に定める適用開始日から継続して有効とします。 お客様または当社のいずれかが、電気供給約款第 28（他の電気料金メニューへの変更）または第 30（契約の終了）に基づき、変更または解約の申出を行わない限り、本契約は引き続き継続します。</p>	